

事業系一般廃棄物多量排出事業者等に関する事業系一般廃棄物の減量化・再資源化等指導要綱

1 目的

この要綱は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（以下、「条例」という。）第19条第1項及び同条例施行規則（以下、「規則」という。）第6条に規定する事業系一般廃棄物多量排出事業者等に対し、事業系一般廃棄物の排出の抑制、再利用及び再生利用並びに適正な処理について指導を行い、環境の保全と事業系一般廃棄物の減量化・再資源化を図ることを目的とする。

2 事業系一般廃棄物多量排出事業者の認定

- (1) 事業系一般廃棄物多量排出事業者の認定は、次により行う。
 - ア 条例第26条に基づく施設搬入の承認を受けた事業者のうち、排出量が一日平均で100キログラム以上の者
 - イ 許可業者に委託した事業者のうち、排出量が一日平均で100キログラム以上の者
 - ウ 市が、建築物等から発生する事業系一般廃棄物の量を調査した結果、排出量が一日平均で100キログラム以上の者
- (2) 事業系一般廃棄物多量排出事業者の認定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 事業系一般廃棄物管理責任者の届出

- (1) 条例第19条第4項の規定に基づき選任する事業系一般廃棄物管理責任者は、当該建築物の維持管理について職務権限を有する者とし、1事業場を単位として1名選任する。
- (2) 事業系一般廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、選任又は変更のあった日から30日以内に、選任（変更）届出書（規則第2号様式）を提出しなければならない。

4 事業系一般廃棄物管理責任者の職務

- (1) 事業系一般廃棄物管理責任者は次に掲げる職務を行う。
 - ア 計画等
 - (ア) 事業系一般廃棄物の種類及び量の把握並びに記録
 - (イ) 事業系一般廃棄物関係書類の保管及び整理
 - (ウ) 減量化・再資源化計画の策定
 - (エ) 減量化・再資源化を推進するための回収ルートの確立と体制の整備
 - イ 教育
社員に対する減量化・再資源化の推進に関する教育の実施
 - ウ 点検
分別排出及び分別回収の適正な実施に関する教育の実施
- (2) 所有者及び占有者は、事業系一般廃棄物管理責任者の行う職務に協力しな

ければならない。

5 事業系一般廃棄物準多量排出事業者の認定

(1) 事業系一般廃棄物準多量排出事業者の認定は、次により行う。

ア 条例第26条に基づく施設搬入の承認を受けた事業者のうち、排出量が一日平均で30キログラム以上100キログラム未満の者

イ 許可業者に委託した事業者のうち、排出量が一日平均で30キログラム以上100キログラム未満の者

ウ 市が、建築物等から発生する事業系一般廃棄物の量を調査した結果、排出量が一日平均で30キログラム以上100キログラム未満の者

(2) 事業系一般廃棄物準多量排出事業者の認定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

6 事業系一般廃棄物多量排出事業者等に対する指導

市は、事業系一般廃棄物多量排出事業者等に対し次に掲げる事項について指導を行う。

ア 廃棄物についての意識啓発

イ 廃棄物の適正な管理

ウ 減量化・再資源化の促進

エ 分別排出の徹底

オ 再生品等の利用促進

カ その他、本要綱の目的に関する事項

7 表彰

市は、環境の保全と事業系一般廃棄物の減量化・再資源化を積極的に推進し、その実績が顕著な事業者を表彰することができる。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(川崎市事業系一般廃棄物の減量化・再資源化指導基準の廃止)

2 川崎市事業系一般廃棄物の減量化・再資源化指導基準は廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。